

奈良県告示第二百六十八号

母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
五六〇	北葛城郡広陵町馬見南一ノ一ノ三〇六	谷口 俊子